

## 広報「ごじょうめ」広告掲載取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、五城目町発行の広報「ごじょうめ」に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定め、広報「ごじょうめ」の充実を図るとともに、民間企業等との協働により町民サービスの向上及び地域の商工業の発展に寄与することを目的とする。

### (掲載できる広告の範囲)

第2条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備え、広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）の承認を得たものでなければならない。

- (1) 広報「ごじょうめ」の公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 地域の商工業の発展に期するものであること。
- (3) 風俗営業に該当しないものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝に係るものでないこと。
- (5) 公の秩序、善良な風俗に反しないものであること。
- (6) 青少年保護及び健全育成の観点から適切なもの。
- (7) 広告を掲載する事業主等は町税等を滞納していないこと。
- (8) その他公益上、特に支障がないと町長が認めたものであること。

### (広報の広告掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、広報「ごじょうめ」の表紙、裏表紙及び重要な政策記事掲載面を除く、各ページ下面一段を原則とする。ただし、臨時発行又は増減頁等、その編集状況に応じ、まちづくり課長が適宜処理することができるものとする。

### (広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 1段通し (たて4.5cm よこ18.0cm)
- (2) 2号広告 1段通しの2分の1 (たて4.5cm よこ9.0cm)
- (3) 3号広告 1段通しの3分の1 (たて4.5cm よこ6.0cm)

(広告掲載料)

第5条 町内に事業所を有する企業等の1回当たりの広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 12,000円
- (2) 2号広告 6,000円
- (3) 3号広告 3,600円

ただし、前記広告掲載料には、消費税が含まれている。

2 町外に事業所を有する企業等の1回当たりの広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 18,000円
- (2) 2号広告 9,000円
- (3) 3号広告 5,400円

ただし、前記広告掲載料には、消費税が含まれている。

3 前項の広告掲載料を一括納付する場合、次の各号により減額する。ただし、1年間12回分の一括納付を限度とする。

- (1) 6回以上11回分の広告掲載料を一括納付する場合は 10%減額
- (2) 12回分の広告掲載料を一括納付する場合は 15%減額

(広告の申込)

第6条 広告の掲載を希望する者は、掲載希望発行日の30日前までに、広告掲載申込書(別記様式第1号)に掲載しようとする版下を添えて、町長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第7条 町長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに委員会にはかり、掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(別記様式第2号)又は広告掲載不承認通知書(別記様式第3号)により通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、広告掲載決定通知書交付後20日以内に納付しなければならない。

2 町長は、前項の広告掲載料を納期限内に納付しなかった広告主の、以後の広告掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって、広告掲載ができなかった時、又は掲載広告の内容が申込広告の版下と著しく相違したときは、還付することができる。

(広告の版下及び版代)

第10条 広告の版下の製作は、広告主の責任とし、製作費は広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第11条 町長は、広報の編集発行上支障があるとき、又は広告掲載料を納付しなかったときは、掲載決定通知を取り消すことができる。

(掲載の方法)

第12条 掲載の順位は、受付順とする。

- 2 申込者の広告掲載回数は、希望者数等により調整することができる。
- 3 広告掲載の位置等は、まちづくり課長が決定する。

(広告掲載審査委員会)

第13条 委員会は、副町長、まちづくり課長で組織する。

- 2 委員会は、広告掲載申込書に基づき、その内容を審査し掲載の可否を決定する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の実施に必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年10月4日訓令第6号)

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前の契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日訓令第 6 号）  
この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日訓令第 9 号）  
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日訓令第 4 号）  
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日訓令第 13 号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 16 日訓令第 33 号）  
この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 1 日訓令第 10 号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 9 号）  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日訓令第 号）  
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

五城目町長 様

申込者

住 所

名 称

代表者名

(電話番号 )

広報「ごじょうめ」に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載希望日と広告の種類

発行月(号)	5月	6月	7月	8月	9月	10月
広告の種類						
発行月(号)	11月	12月	1月	2月	3月	4月
広告の種類						

(広告の種類は次により記入してください)

1号広告（1段通し）

3号広告（1段通しの3分の1）

2号広告（1段通しの2分の1）

2 広告料は次により納付します。(該当事項に○印)

(1) 各号納付

(2) 6回以上11回分一括納付

(3) 12回分一括納付

3 広告の版下

別添のとおり添付します。

4 広告掲載における承諾事項

(1) 広告は、次の要件を備えていて、町が承認したものを掲載します。

- ・ 広報「ごじょうめ」の公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- ・ 地域の商工業の発展を期するものであること。
- ・ 風俗営業に該当しないものであること。
- ・ 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝に係るものでないこと。
- ・ 公の秩序、善良な風俗に反しないものであること。
- ・ 青少年保護及び健全育成の観点から適切なもの。
- ・ 広告を掲載する事業主等は町税等を滞納していないこと。(いずれかに✓)

町が課税及び納付状況を調査することを承諾します。

滞納のない証明書を提出します。

- ・ その他公益上、特に支障がないと町長が認めたものであること。

(2) 掲載の順位は受付順とし、掲載位置は広報の表紙・裏表紙等を除く、各ページ  
下面1段を原則とし、町が定めます。

(3) 広告の版下は、広告主が責任を持って完全原稿で製作し、製作費は広告主の負  
担とします。

(4) 第5条第1項に規定する企業等の1回当たりの広告掲載料は、次のとおりとし  
ます。

- ・ 1号広告 12,000円 (たて4.5cm よこ18.0cm)
- ・ 2号広告 6,000円 (たて4.5cm よこ 9.0cm)
- ・ 3号広告 3,600円 (たて4.5cm よこ 6.0cm)

(6回以上11回分を一括納付したときは10%、12回分を一括納付したときは  
15%減額します。)

(5) 第5条第2項に規定する企業等の1回当たりの広告掲載料は、次のとおりとし  
ます。

- ・ 1号広告 18,000円 (たて4.5cm よこ18.0cm)
- ・ 2号広告 9,000円 (たて4.5cm よこ 9.0cm)
- ・ 3号広告 5,400円 (たて4.5cm よこ 6.0cm)

(6回以上11回分を一括納付したときは10%、12回分を一括納付したときは  
15%減額します。)

(6) 広告掲載決定通知書を受理したときは、納付書の指定期間以内に広告料を納付  
してください。指定期間以内に納付されないときは、広告掲載を取り消すことがあ  
ります。

(7) 納付された広告料は還付されません。ただし、広告主の責めによらない事由に  
より、広告掲載ができなかったとき、及び掲載広告が申し込み版下と大きく相違し  
たときは、還付することができます。

(8) 広告掲載を希望する方は、掲載希望発行日の30日前まで本広告掲載申込書を  
役場まちづくり課あて提出して下さい。

(9) その他広報「ごじょうめ」広告掲載取扱要綱に定める事項。

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日

様

五城目町長 印

広報「ごじょうめ」広告掲載決定通知書

年 月 日付けで提出された広告掲載申し込みについて、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

1 広告掲載決定通知

掲載号	広告の種類	広告料金	割引率	割引後金額
年 月号	号広告	円	%	円

2 掲載の条件

- (1) 広告料金は別添納入通知書の指定期間内に納付して下さい。
- (2) 掲載に当たっては、広告掲載申込書第4項の承諾事項及び要綱各号の規定を遵守して下さい。

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

五城目町長

印

広報「ごじょうめ」広告掲載不承認通知書

年 月 日付けで提出された広告掲載申込について、下記の事由により、広告掲載は不承認となったので通知します。

記

（事由）

（事由）

.....

.....

.....

.....

.....